

福岡共同公文書館

だより



平成24年11月18日に開館した福岡共同公文書館は、福岡県と県内58市町村（県内のうち既に公文書館を有する福岡市及び北九州市を除いた全市町村）が共同で設置・運営する公文書館で、このように県と市町村が共同で運営する公文書館は全国で初めての取り組みです。

公文書館は、各自治体等で作成された公文書の中で、長期にわたる重要な価値を有する公文書を選別、保存するとともに、一般の皆さまの利用に供しています。

当館においては県と県内の市町村とが共同で設置・運営することで、各自治体の単独設置による財政負担を軽減し、適切な環境の下、体系的かつ一元的に管理することが可能となりました。また、利用の側面からは、当館で県と58市町村の公文書が一度に閲覧することが可能となりました。



福岡県立公文書館
福岡県市町村公文書館
館長 小原 康弘

福岡県と福岡県自治振興組合が共同で設置・運営する「福岡共同公文書館」は、平成24年11月18日開館しました。

福岡県内には、それまで、北九州市及び福岡市に公文書館が設置されておりましたが、県としての公文書館は未設置であり、他の58市町村にも公文書館はありませんでした。

この「福岡共同公文書館」の開館により、福岡県内の全自治体の歴史公文書が永久に保存されることとなりました。

平成18年12月の「福岡県共同公文書館基本構想」以来、足掛け7年の長期にわたり、その構想が実現するに当たり、御尽力いただいた基本構想検討委員各位、基本計画策定委員各位、施設の設計から施工に従事いただいた関係各位、国立公文書館をはじめとする関係機関各位及び県内の

自治体関係者の皆様に対し、この場を借りて厚くお礼申し上げます。

いうまでもなく公文書は行政活動の証です。福岡共同公文書館は、住民生活に深く関わる政策や事業について、その意思形成を含めた公文書を、住民の共有の財産として適切に保存し、現在及び将来の住民の方々に対して利用に供することで、広く住民への行政の説明責任を果たす役割を担っております。

また、それぞれの自治体において、過去の行政活動を検証することで、将来の効果的な行政運営に役立てることも期待されています。

公文書館はその意義を十分に持ちながらも、全国的に見てもそれぞれの自治体で単独設置することは、体制的にも財政的にも厳しい状況にあります。そこで、県と県内市町村の共同設置という日本では初めての構想が生まれたわけですね。その意味からも、福岡共同公文書館の開館は全国的にも注目されているところです。

この福岡共同公文書館が、その役割を十分に発揮し、永きにわたり住民の行政参画を保障する施設となるよう我々に課せられた使命の重さを

改めて感じているところです。

福岡共同公文書館には、今後取り組むべき課題が山積しており、他の自治体の先達の公文書館のように一本立ちするには、まだまだ時間がか

かりそうです。

県と市町村の共同設置・共同運営の成果を一層発揮するためにも、これまで以上に関係各位の御指導と御支援をお願いいたします。

開館記念式典

開館日の前日平成24年11月17日に当館の玄関前にて開館記念式典を開催いたしました。雨の中にも関わらず、百数十名の方に御来臨頂きました。厳粛な中、式典は開催され、最後のテープカットの際には大きな歓声と拍手が沸きあがり、盛大な幕開けとなりました。

式典後に開催した施設見学会にも、多くの方々が参加され、担当者への説明に耳を傾けられていました。

開館記念講演会

開館記念行事の一環として、独立行政法人国立公文書館館長 高山正也氏を講師としてお迎えし、「公文書管理と公文書館の役割について」と題して御講演いただきました。

「県の公文書館ができる」と同時に県内市町村の公文書館設置率が100%になったのです。これは我々国の立場から見ると、一遍に県内市町村の設置率を100%にしていただけたということは大変ありがたいと同時に、これは当然のことながら他の県、まだ公文書館が設置されていない県から見ると、福岡が何をやったかというのは、とても参考になる、よい事例になります。

公文書館を設置していない県では、そうでありまして、県の公文書館を持っているけれども、県内市町



村には数館あるか、あるいは全くないところがあるが圧倒的ですから、そのような県や市町村から見ても、先行の好事例として注目されることでしょう。

公文書のライフサイクルを管理する上で必要となるのがアーキビストで、このアーキビストの確保が今後の課題とされ、公文書館の振興のためには、施設の新設、条例・規則の整備、職員の養成が必要となりますが、福岡はこれからどういう運用されるか見守り、協力できることは協力したい」と、心強いお言葉をいただきました。



開館までの経緯

○昭和60年3月、福岡県情報公開審議会から「文書館」の設置を検討課題とするよう提言があり、福岡県は昭和61年から歴史的価値のある公文書の選別保存を開始

○平成17年11月、県内外の有識者から福岡県に対し、また翌18年1月には県市長会、県町村会に対し、公文書館の設置に関する要望書が提出される。

○平成18年6月、外部有識者で構成する「福岡県共同公文書館基本構想検討委員会」を設置し、同年12月、知事に「福岡県共同公文書館基本構想」を答申

この構想で示された共同公文書館の意義（骨子）は次のとおりです。

「県と市町村が共同して公文書館を整備しようとするものであり、これにより福岡県下全ての自治体に係る公文書等が適切な環境で体系的・一元的に保存され、将来にわたる行政の説明責任を果たすことが可能となる。また、

市町村合併により今後旧市町村の自治の記憶が薄れかねない中、共同公文書館が各地域の自治と文化の記録を残すことで、地域住民の側から自治を検証したり、各自治体の自治を比較検証することが可能となる。このように共同公文書館は地域住民のアイデンティティを確認する場となるとともに、行政運営の向上に役立つものである。」

○平成19年7月、この基本構想を踏まえ、県と市町村の代表者で構成する「共同公文書館基本計画策定委員会」を設置し、同委員会において、共同公文書館の施設規模、管理運営体制などの諸課題を協議、検討し、20年4月、「福岡県共同公文書館基本計画」を策定、公表

○平成21年4月、市町村側の公文書館の運営主体を福岡県自治振興組合とすることを決定

○平成21年5月、公文書館運営の実務的課題を検討するため、県と市町村の実務者レベルで構成する「共同公文書館ワーキングチーム検討会」を設置し、歴史的文書の

評価選別基準、公文書館設置条例などに規定すべき事項及び開館後の企画展示などの検討を開始

○平成22年10月、施設建設工事着工
○平成23年12月、施設竣工

○平成24年4月、福岡県立公文書館条例及び福岡県市町村公文書館条例施行（組織としての共同公文書館開設）並びに歴史公文書の受入開始

○同年11月18日、開館

※福岡共同公文書館は、基本構想や基本計画の段階では「福岡県共同公文書館」という仮称で呼ばれていました。



開館記念式典後に行われた施設見学会



福岡共同公文書館が

負わされている課題

福岡県共同公文書館基本構想検討委員会

委員長 大濱 徹也

(筑波大学名誉教授)

福岡共同公文書館は、県固有の公文書館ではなく、県と市町村との共同による公文書館として誕生しました。この共同公文書館という構想は、麻生渡前知事が在英大使館勤務時代、イギリスのアーカイブズが担っている社会的役割に刮目し、福岡県に相応しいアーカイブズとして県内市町村と県が「共同」して運営する公文書館像を提示されたと仄聞しております。

このような共同公文書館という構想は、ヨーロッパに幾つか見られるものの、日本ではじめての企てです。私は、この共同公文書館基本構想検討委員会の委員長として基本構想の策定にあたり、「史料保存」を大義となし、「歴史資料」をお題目にし

た歴史研究者の便宜を説く^{もんじょかん}文書館像に訣別し、行政運営に資し、開かれた社会を可能にする統治を検証しうる器たりうる公文書館の実現をめざしました。

県当局は、このような思いを了とされ、設立時の思惑がそれぞれに刻印されている各地の多様な文書館、公文書館等を委員が視察し、福岡県がめざす公文書館像を思い描くことを可能にしてくれました。

委員会では、福岡県史編纂事業で収集されたある種の「古文書」の収集機関ではなく、明治以降の行政記録、現に日々作成されている行政の諸記録資料を体系的に管理し、選別・移管・保存していくことで、行政の効率的運営に資し、「県民」が自治

を担う市民として開かれた社会を実現すべく、一市民たる義務と権利を確認しうる器となる共同公文書館像を検討しました。

私は、「福岡県共同公文書館基本構想」(平成18年12月)の「はじめに」で、委員会が共有した認識を次のように述べました。

公文書館とは、行政の営みを証する多様な公文書等を体系的に選別保存していくことで、当該地域に生活する住民の共有財産となし、その営みを検証し、明日をより豊かに生きるための方策を問う場です。

この施設は、以下のような役割を果たすことで、地域住民への多様な説明責任を果たしうる諸活動とおとし、開かれた行政を保証し、成熟した民主主義社会の定着に欠かせないものです。

- 1 公務の証しを遺すことで、広く住民への説明責任を果たす場となること。
- 2 より良き明日を築くために歴史を検証する器であること。
- 3 効果的な行政運営に資する知の宝庫となること。

この公文書館には、旧来の^{もんじょかん}文書館

といった在り方ではなく、文書記録等々を情報資源として活用する施設となり、行政運営を支えることが強く期待されます。

まさに福岡共同公文書館は、県と市町村の諸活動を記録した公文書等を体系的に選別保存していくことで、住民の共有財産として活用し、行政運営の透明性を確保し、開かれた社会を構築する器たることをめざしています。

この提言は、管理・選別・移管・保存すべき記録資料を、いままで「歴史的」等々で価値つけてきた規範に対し、「行政の営みを証する多様な公文書」と位置づけることで、行政運営に資する記録資料を移管する道筋をつけようとした点で、旧来の「歴史的価値」云々に呪縛されてきたアーカイブズ像に一石を投じております。

「福岡県共同公文書館基本計画」(平成20年4月)は、この提言を受け、「県と県内全市町村(政令市を除く)の長期にわたり重要な価値を有する公文書等を住民の共通の財産として継続的に後世へ伝えるため、これらの公文書等を体系的に選別・保存し、

一般の利用に供するとともに、公文書等の管理・保存・利用に関連する調査研究を行い、行政に活用することにより、効果的な行政運営に寄与することを目的にする」と、「設置目的」を明確に宣言しています。

ここでは、公文書館に移管すべきものを、「基本構想」が「行政の営みを証する多様な公文書」としていたのに対し、「長期にわたり重要な価値を有する公文書等」となし、今後の行政運営に活用できる重要公文書と規定しております。いわば共同公文書館は、行政運営の効率化に資するのみならず、「住民が行政の施策を検証し、行政が説明責任を果たす場であるため、保存する公文書等は公開を原則とする」と、住民に開かれた行政の実現をめざす器たろうとの決意を表明しております。



基本構想の答申を提出された大濱氏

ここで提示された「重要公文書」という概念は、共同公文書館計画策定後の平成21年7月に制定された「公文書等の管理に関する法律」（平成23年4月施行）の「歴史公文書」、

「特定歴史公文書」なる概念に規定され、福岡県立公文書館条例・福岡県市町村公文書館条例で「歴史公文書の保存、利用等」とされ、ある種の「歴史的価値」という恣意的意味づけがなされました。この「歴史公文書」の「歴史」は、単に時間が経過した文書とみなせばいいのにもかかわらず、そこにある種の「歴史的価値」を読みとろうとしたがために、選別作業に混乱と困惑をもたらしたのです。

その意味では、世にいわれるアーカイブズ学なるものが説く「歴史的価値」云々に幻惑されることなく、後世の執務参照資料になりうる「長期にわたり重要な価値を有する公文書等」という目で、選別移管の体系を構築していくことが共同公文書館に問われております。

この「長期にわたり重要な価値を有する公文書等」という概念は、行政的価値で選別することを意味

し、移管される公文書等の記録資料を「非現用」という言説で把握してきた旧来の評価選別論に対し、公文書館に移管後も行政運営に資するものとして活用される「半現用」であることを示唆しております。廃棄された「非現用」文書を収集するだけの蔵であるかぎり公文書館等に明日を期待できないのではないのでしょうか。

まさに公文書館は、後世においても執務参照になりうる重要な公文書等を保存していく器となり、行政利用の場として活用されるとき、その存在を確かなものに出来るのです。福岡共同公文書館はこの理念で構想された館です。

しかし、現実には公文書館等を未だに歴史研究者等の使い勝手の良い器であるとみなす目にさらされ、設立理念を実現していく途に未だ壁があります。

それだけに共同公文書館が行政の効率的運営に資するには、各自治体の個性にもとづく評価選別の体系的確立のみならず、行政運営を担いうる移管文書等の解析が問われていきます。

この評価選別作業では、「共同」であるがために陥りかねない県を規範とする一律的な評価ではなく、各自治体から移管されてきた公文書等の偏在性に目を向け、各自治体に固有の評価を確立せねばなりません。

そのためには、評価移管の実態を解析していくことで、各自治体が営む行政の在り方を分析し、近き将来行政運営に寄与しうる提言を可能とする方途を見出したいものです。

福岡共同公文書館は、その前途が多難でしょうが、共同という在り方をみつめるなかに、日本の政治文化を覚醒する器となりうる存在として輝かせたいものです。



基本構想を記者発表する大濱氏

公文書にみる

福岡140年のあゆみ

福岡県の誕生と市町村合併

廃藩置県により福岡県が成立し、ほどなく郡区町村が編成されます。その後、地方制度が変遷する中、廃置分合を繰り返して、現在の県及び市町村が形づくられるまでを、説明パネルを用いて公文書を展示しています。

福岡県の誕生とあゆみ

明治4年（一八七二）7月、廃藩置県により福岡県地域には、藩がそのまま県に移行する形で、豊津県、千束県、中津県、福岡県、秋月県、久留米県、柳川県、三池県が誕生しました。しかし、同年11月に小規模の県は大県中心に統合され、福岡県、三潴県、小倉県の3県となりました。この当時の福岡県の公文書に「辞令原簿」（明治4～6年、福岡県）があります。

当初、県庁には郡政懸^{かがり}・山林方・治農懸・庶務・営繕方・租税方・会計懸・司法懸・刑法懸・書記掛が置

かれていましたが、明治4年11月の県治条例により、「庶務課」、「聴訟課」、「租税課」、「出納課」の四課に改められました。

原簿は、「官員」、「雑吏」に分けて作成され、辞令が交付された日付、役職、氏名等の記載があります。後年の文書整理の際に表紙や背に紙が貼りつけられ、また虫損もあり、決して良好な保存状態とは言えません。置県直後の福岡県の組織編成及び人事を知ることのできる貴重な資料であることに変わりはありません。



辞令原簿

資料であることに変わりはありません。

明治9年（一八七六）には行政地域の再編成があり、4月に小倉県、8月に三潴県が、福岡県と合併し、ここに現在とほぼ同じ県域を持つ福岡県が成立しました。

明治11年（一八七八）の「府県会規則」によって全国的に府県会が制度化され、福岡県でも明治11年10月に第1回県会議員選挙が実施され、翌年3月12日に第1回県会が開かれました。



議事録原案綴友枝村会

明治21年

（二八八八）には「市制・町村制」が公布され、福岡市と久留米市が誕生しました。

が、これに先立って、大規模な町村合併が実施されました。「議事録原案綴 友枝村会」（明治24年、上毛町）は、この時期に合併成立した友枝村（現・上毛町）の議会資料（議案綴り）です。

国が定める新しい地方制度に対して町村がどのように対応していたのか、歴史的背景を踏まえて見ると一層興味深い資料となります。

このような議会資料は、友枝村の他にも多くの市町村から移管されています。

戦前、県や市町村には兵の召集や資料の徴発など軍事に関わる業務を担当した兵事掛という部署がありました。その業務記録や業務に使用した資料などを兵事文書といえます。

このうち、重要なものについては、終戦後直ちに軍から焼却命令が下りましたが、中には今日まで残されたものもあります。

横山村（現・八女市）の「充員召集（徴発）実施業務書」（大正末～昭和初期）も残された兵事文書の一つです。表紙には、薄桃色の貼紙に「秘」の文字、また「（注意）業務書（表）を開かぬうちに仕事をせぬこと」と墨書された朱色の付箋がついていて、業務に欠かせない文書だったことがわかります。開いてみると、業務上の注意すべき事項が極めて詳細に記載されています。



充員召集（徴発）実施業務書

昭和22年、4月

に県議会議員選挙が行われ、6月には第1回福岡県議会が開催されました。

た。また、初の公選知事となった杉本知事は、県政白書を発表して、終戦後の民主化・教育の復興など施政目標を明らかにしました。

福岡県と市町村合併

わが国では、明治、昭和、平成の3回にわたり、市町村の大規模な合併が行われました。

明治の大合併は、「町村制施行に関する内務大臣訓令」（明治21年6月13日）に基づき、近代的地方自治行政を実現するための基盤を整備することを目的として、小学校や戸籍の事務を行うため、1町村につき戸数300〜500戸を標準として進められました。

その結果、明治21年に1960（2市273町1685村）あった市町村が、明治22年には386（2市23町361村）に大きく減少しました。

昭和の大合併は、戦後の地方自治、特に市町村の役割を強化する必要から、「町村合併促進法」（昭和28年）等に基づき、中学校1校を効率的に設置管理していくため、人口規模8000人を標準として進められました。

その結果、昭和28年に262（12市70町180村）あった市町村が、昭和36年には108（20市71町17村）と2分の1以下になりました。「宇島市建設協議会関係綴（二）」（昭和29年、豊前市）は、豊前市が合併するとき発足した協議会の文書です。町村合併では新しい市町村の名称も大きな問題でした。決定までに複雑な経過をたどったものや、難航の末合併が実現しなかったものもありました。豊前市は当初、宇島市として発足し、4日後に名称変更することになりました。



宇島市建設協議会
関係綴（二）



平成の大合併は、地方分権の担い手となる市町村の規模・能力の充実、行政財基盤の確立を図るため、「市町村の合併の特例に関する法律」（平

成11年）等に基づき、積極的に推進されました。

福岡県でも自主的な合併が行われ、平成11年に97（24市65町8村）あった市町村が、平成22年には60（28市30町2村）に減少しました。「吉井町・浮羽町2町の新しいまちづくりに関する住民意識調査報告書」（平成15年、うきは市）は、うきは市の合併後のまちづくりに関するものです。このほかにも多くの合併市町村で、住民参加による合併が推進されました。

「市町の廃置分合について」（平成16年、嘉麻市）は、県知事から関係市町への廃置分合についての通知書を県知事が受理し、県議会の議決を経て、総務大臣によって告示され、平成18年3月27日新市として誕生しました。



市町の配置分合について

利用方法

○特定歴史公文書

資料検索

← 閲覧室のパソコンで資料検索
（ホームページからも検索可能）

利用請求書の提出

← 閲覧したい資料が決定したら
利用請求書を印刷し、提出

（郵送・FAX可）

審査

← 資料の内容を確認し、その結果を御連絡します。

閲覧

公文書館に来館頂き、閲覧室で閲覧していただきます。

※公文書の中には個人情報を含むものも多くあり、利用請求頂いた公文書は審査を要しますので、閲覧までに数日かかります。

○行政資料

統計資料、広報紙や市町村史などの行政資料は閲覧室の書架に並べています。これらの資料は自由に閲覧することができます。

利用普及活動

○企画展示

現在、「公文書にみる福岡140年のあゆみ」と題して6月末を目処に開催中です。

その後の企画展示は、「石炭産業と炭坑の歴史」（仮称）と題して開催する予定です。

○公開講座

今年度は2月から3月上旬にかけて、「公文書館講座」、「公文書にみる歴史講座」、「和綴じ講座」の3講座を開催しました。

平成25年度においても実施予定ですが、時期、内容は未定です。内容が決まり次第ホームページ等でお知らせいたします。



公文書にみる歴史講座

○施設見学

視察・見学を申し込まれた方には施設見学を実施し、普段見ることができないバックヤード（作業部屋や書庫）も御紹介し、公文書館の業務について御説明しております。

開館して4ヶ月、すでに、行政区長、市町村議員、大学関係者、図書館関係者など、20を超える団体の施設見学を実施しました。

今後も積極的に施設見学を受け入れますので、御興味ある方はまずは御連絡ください。



施設見学会

利用案内

○開館時間

午前9時から午後5時まで
（資料の利用請求・複写申込は午後4時30分まで）

○休館日

月曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日（その日が月曜日に当たるときは、その翌日）、年末年始（12月28日から1月4日まで）、特別整理期間として館長が別に定める期間

アクセス

■JR鹿児島本線ご利用の場合

「JR二日市駅」下車、徒歩約13分
又は、西鉄バス 警察署前下車徒歩約1分

■西鉄大牟田線ご利用の場合

「西鉄二日市駅」下車、西鉄バス警察署前下車 徒歩約1分

■九州自動車道ご利用の場合

九州自動車道「筑紫野インター」から約5分



〒811-0041
福岡県筑紫野市上古賀1丁目3番1号
TEL：092-919-6166
FAX：092-919-6168
E-Mail：kobunsyokan@pref.fukuoka.lg.jp
HP アドレス：http://kobunsyokan.pref.fukuoka.lg.jp/



福岡共同公文書館には宝くじの収益金が活用されています。